

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 9 日

各都道府県喀痰吸引等研修所管課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

喀痰吸引等業務に関するQ & A（その3）について

福祉・介護人材確保対策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおりQ & A（その3）を作成しましたので、ご参考としていただけますようお願いいたします。

（本件照会先）

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

資格・試験係（内線 2845、2867）

Tel : 03-5253-1111

別添

分類	質問	回答
実地研修	平成30年度から創設される介護保険法に基づく介護医療院について、実地研修施設として介護医療院において実地研修を行うことは可能か。また、介護医療院で就業している介護職員等は実地研修の受講対象者となるか。また、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者として登録は可能か。	介護医療院は、病院又は診療所ではなく、介護保険法に基づく介護保険施設であることから、介護老人保健施設等と同様、実地研修施設として実地研修を行うことは可能であるとともに、介護医療院の介護職員等も受講対象者となる（Ⅰ型療養床、Ⅱ型療養床の別を問わない）。また、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者としても登録可能である。